

南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金交付要綱

平成29年4月1日
南越前町告示第40号

改正 平成30年3月23日告示第34号
平成31年3月29日告示第30号
令和元年10月18日告示第75号
令和3年10月1日告示第55号
令和4年3月25日告示第13号
令和5年3月24日告示第17号

(趣旨)

第1条 この告示は、南越前町（以下「町」という。）における交流人口を拡大するため、町を訪れる団体観光客等が町内の施設等を周遊した場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南越前町補助金等交付規則（平成17年南越前町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体旅行 国及び県の旅行業の登録を受けた旅行会社又は日本国外において適法に旅行業を営む旅行会社（以下「旅行会社」という。）が行う募集型企画旅行、受注型企画旅行並びに手配旅行で宿泊を伴う旅行又は日帰り旅行（教育上の目的で行われる教育旅行を含む。）をいう。
- (2) 個人旅行 上記以外の宿泊を伴う旅行又は日帰り旅行をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（別表第1において「補助対象事業」という。）、補助内容、補助事業者、事業実施主体及び補助額は、別表第1に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする旅行会社は、南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、旅行実施日から起算して10日前までに申請しなければならない。なお、電子メールへのファイル添付による提出も可能とする。

(交付決定の通知)

第5条 補助金の交付決定通知は、南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更の承認)

第6条 補助金の交付決定を受けた旅行会社が重要な変更により、前条の申請の内容を変更しようとするときは、南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）に町長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。ただし交付決定額の20パーセント以内の変更等軽微な変更は、この限りでない。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた旅行会社は、事業終了後速やかに南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に施設等利用確認書（様式第5号）を添えて提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた旅行会社等に対し、当該補助金の全部又は一部を返還をさせることができる。

(準用)

第9条 第4条、第6条及び第7条の規定は、旅行者個人について準用する。この場合において、これらの規定中「旅行会社」とあるのは「者」と、第4条中「南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金

交付申請書（様式第1号）」とあるのは「南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金交付申請書（様式第1号の2）」と、同条中「10日前まで」とあるのは「1日前まで」と、第6条中「南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）」とあるのは「南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号の2）」と、第7条中「南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）」とあるのは「南越前町団体観光客等誘客促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号の2）」と、同条中「施設等利用確認書（様式第5号）」とあるのは「施設等利用確認書（様式第5号の2）」と読み替えるものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第34号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第30号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第75号）

この告示は、令和元年10月19日から施行する。

附 則（令和3年告示第55号）

この告示中第1条の規定は令和3年10月4日から、第2条の規定は令和3年10月8日から施行する。

附 則（令和4年告示第13号）

この告示中第1条の規定は令和4年3月30日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第17号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	団体旅行	個人旅行
補助内容	<p>(1) 町外を発着とし、別表第2の「お食事・体験・宿泊施設」の中から1施設及び「歴史遺産・散策施設」又は「健康増進・お買い物施設」の中から1施設以上利用すること。ただし、教育旅行の食事については、弁当手配でも可能とする。</p> <p>(2) 10名以上の団体（実績ベース）であること。</p> <p>(3) 対象となる旅行が、町の他の補助金、助成金等を受けていないこと。</p> <p>(4) 第1号に掲げる旅行の参加者全員が全行程を同行動すること。ただし、教育旅行はその限りではない。</p>	<p>(1) 町外を発着とし、別表第2の「お食事・体験・宿泊施設」の中から1施設及び「歴史遺産・散策施設」又は「健康増進・お買い物施設」の中から1施設以上利用すること。</p> <p>(2) レンタカー又はタクシーを利用すること。</p> <p>(3) 対象となる旅行が、町の他の補助金、助成金等を受けていないこと。</p>
補助事業者	南越前町	
事業実施主体	旅行会社	旅行者個人
補助額	(1) バス1台につき旅行客が10人以上20人未満の場合は1台当たり	(1) タクシー又はレンタカー1台につき2人以上が利用する場

	<p>10,000円、20名以上の場合は1台当たり20,000円</p> <p>(2) 訪日外国人旅行者はバス1台につき10人以上とし、次に掲げる条件を1つ満たすごとに、バス1台当たり10,000円（最高20,000円）</p> <p>ア 別表第2の「お食事・体験・宿泊施設」の中から1施設利用する。</p> <p>イ 前号に掲げる施設利用（必須）に加え、別表第2の「歴史遺産・散策施設」又は「健康増進・お買い物施設」の中から1施設利用する。</p>	<p>合、1台当たり2,000円</p>
--	---	----------------------

別表第2（第3条関係）

歴史遺産・散策施設	健康増進・お買い物施設	お食事・体験・宿泊施設
<ul style="list-style-type: none"> ・花はす公園※7 ・旧北陸線トンネル群※1 ・今庄宿散策※1及び※7 ・河野北前船主通り※2 ・アカタン砂防堰堤群※3 ・夜叉ヶ池※4 	<ul style="list-style-type: none"> ・今庄365スキー場※5 ・南越前ダイビングパーク※6 ・道の駅南えちぜん山海里（買い物）※7 ・道の駅河野（買い物）※7 ・花はす温泉そまやま（入浴）※8 ・今庄365温泉やすらぎ（入浴）※8 ・河野シーサイド温泉ゆうばえ（入浴）※8 	<ul style="list-style-type: none"> ・花はす温泉そまやま ・農家レストラン四季菜 ・リトリートたくら ・今庄の宿かねおり ・今庄そば道場 ・今庄365温泉やすらぎ ・河野シーサイド温泉ゆうばえ ・（一社）南越前町観光連盟加盟施設等※9

※1～※4はガイド付きを条件とし、所定のガイド料を支払うこと。（旅行実施日から起算して14日前までに予約が必要）ただし、教育旅行及び個人旅行はこの限りではない。

※2は「北前船主の館右近家」の入館を条件とする。

※5はリフト券購入、※6はダイビング体験を条件とする。

※7は1人200円のお買い物券購入を条件とする。ただし、教育旅行及び個人旅行はこの限りではない。

※8は『お食事・体験・宿泊施設』に記載の同一施設以外での利用を条件とする。

※9は（一社）南越前町観光連盟、南越前町南条観光協会、（一社）南越前町今庄観光協会、南越前町河野観光協会に加盟している施設とする。